

## 石垣市観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石垣市観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年石垣市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

(行為の禁止)

第 5 条 条例第 19 条に掲げる行為のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 無人航空機（ドローン等）の使用をすること。
- (2) 駐車区画を長時間占有すること。
- (3) 他人に著しく粗野、その他の行為で迷惑をかけ、又は著しく静穏を害し、若しくは喧騒にわたる行為をすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公共の保安、衛生又は風紀上障害となるような行為をすること。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。